

## 中野区事務手数料条例

昭和 33 年 4 月 1 日 条例第 2 号

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 227 条の規定により徴収する手数料(以下「事務手数料」という。)は、別に規定があるもののほか、この条例の定めるところによる。

第 2 条 事務手数料は、別表第 1 及び別表第 2 に掲げる事項の申請者から、別表第 1 に掲げる事項については申請又は申請事項に係る証明書等の交付の際、別表第 2 に掲げる事項については同表に定める徴収時期に徴収するものとし、その額は、別表第 1 当該各項及び別表第 2 当該各項に定めるところによる。

第 3 条 公文書をもって事実を認証するものは、照会に対する応答、確認等その内容及び形式のいかんにかかわらず、証明とみなし、この条例の規定により事務手数料を徴収する。

第 4 条 削除

第 5 条 事務手数料は、国若しくは地方公共団体又は生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)により保護を受ける者の申請によるとき、その他特別の事由があると認められるときは、減免することができる。

第 6 条 既納の事務手数料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

1 この条例は、昭和 33 年 4 月 1 日から施行する。

2 東京都中野区手数料条例(昭和 22 年 3 月中野区条例第 4 号)は、廃止する。

附 則(平成 26 年 3 月 27 日条例第 4 号)

この条例は、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 103 号)の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成 26 年 6 月 12 日)

別表第 2 (第 2 条関係)

	事務	名称及び額	徴収時期
91 の 9	建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路の位置の指定、変更又は廃止の申請に対する審査	道路の位置の指定、変更又は廃止に係る申請手数料 50,000 円	指定、変更又は廃止の申請のとき